

公 募 公 告

新潟地方法務局が管理する庁舎2庁において、有償による庁舎等の使用及び収益の許可を受けて、清涼飲料水等自動販売機の設置及び運営管理を希望する者を、下記のとおり募集する。

令和6年1月30日

法務省所管国有財産部局長

新潟地方法務局長 相 原 茂

記

1 公募に付する事項

(1) 募集件名

新潟地方法務局が管理する庁舎2庁における清涼飲料水等自動販売機の設置及び運営管理業務

(2) 許可期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(3) 設置場所及び設置台数

別紙のとおり

(4) 募集数

村上法務総合庁舎 1者

糸魚川法務総合庁舎 1者

なお、1者が複数の設置場所に応募することを妨げない。

2 企画提案書等の作成及び提出に係る事項

(1) 募集要領等の交付

ア 交付期限

令和6年2月20日（火）午後5時15分まで（ただし、閉庁日は除く。）

イ 交付場所

〒951-8504

新潟市中央区西大畑町5191番地 新潟地方法務総合庁舎2階
新潟地方法務局会計課施設係（担当：依田）
電話 025-226-0959

ウ 交付方法

交付場所において交付する。郵送での交付を希望する場合は、令和6年2月14日（水）までに、送付先を記載した返信用封筒（角形2号）に郵便料金410円（特定記録郵便料金）を貼付したものを提出し、交付を申し出ること。ファクシミリ及びメールは不可。

なお、募集要領等を受領した者で、希望する者にはメールにより様式データを送付する。

(2) 公募参加申込書及び企画提案書の提出方法

ア 提出期限

令和6年2月20日（火）午後5時15分まで（ただし、閉庁日は除く。）

イ 提出場所

上記(1)イと同じ場所

ウ 提出方法

提出場所に持参又は郵送する方法による（期限内必着。ファクシミリ及びメールによる提出は認めない。）。

なお、郵送による場合は、誤配等があった場合のため、発送日時が調査可能な方法（例：書留郵便）を利用すること。

3 応募資格

次の条件を満たしている法人又は個人とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 当該事業において、良好な運営実績を有すること。
(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

- (5) 募集要領に基づいた業務を適切に履行できる者であること。
- (6) 国税及び地方税を完納していること。
- (7) 法令等の規定により、販売について許認可を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (9) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (13) 暴力団又は暴力団員及び上記(9)から(12)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

4 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで質問書を受け付けるので、提出場所に持参又は送付（メール可）すること。ただし、質問の内容によっては公平、公正性の確保の点から回答できない場合がある。

なお、手続及び企画提案書の形式についての質問は、上記2(1)イの募集要領交付場所へ電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問の様式 募集要領を参照のこと。

イ 提出期限

令和6年2月9日（金）午後5時15分まで（ただし、閉庁日は除く。）

ウ 提出場所

上記2(1)イと同じ場所

- (2) 質問に対する回答は、令和6年2月16日（金）までに郵送又はメール等により回答する。
- (3) 設置場所の現地調査を希望する場合は、事前に上記2(1)イの場所へ電話で連絡し、日程等の調整を行うこと。

5 設置業者選定をするための手順

- (1) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は失格とする。
- ア 提出場所、提出期限又は提出方法が上記2(2)に適合しないとき。
- イ 募集要領で指定する記載事項又は作成様式に適合しないとき。
- ウ 虚偽の内容が記載されているとき。
- (2) 失格とされなかった応募者の中から、提出された企画提案書について、募集要領で定めた要件を満たした内容となっているか審査した後、要件を満たしていると認められた応募者の企画提案書及び年間使用料提案書に記載する提案金額を審査採点し、総合得点の最も高い応募者を使用許可の相手方として選定する（実際に国に支払う額は、提案金額に消費税分10パーセントに相当する額を加算した金額になる。）。
- ただし、提案金額が、新潟地方法務局が定める国有財産使用料の最低価格（以下「最低使用料」とする。）に達しない場合は、当該応募者は非選定とする。
- なお、総合得点の最も高い応募者が複数存在する場合には、提案金額の高い方とする。
- (3) いずれの応募者も提案金額が最低使用料に達しない場合は、総合得点の高い応募者から順に、最低使用料の金額以上の提案金額が提示可能であるかの交渉を行う。
- (4) (3)の手続によっても、いずれの応募者の提案金額も最低使用料に達しない場合は、本件公募手続を打ち切る。
- (5) 選定結果（再提案の場合を除く。）については、担当部署から各応募者に対して、令和6年3月6日（水）までに連絡する。

6 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、全て応募者負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。

【設置場所及び設置可能台数】

庁 舎 名	所 在	設 置 台 数
村上法務総合庁舎	新潟県村上市二之町4番16号	1台
糸魚川法務総合庁舎	新潟県糸魚川市寺町2丁目8番30号	1台